



市では条例案や基本的施策の策定課程で、皆さんから意見を伺い、提出された意見を考慮して、意思決定を行うパブリックコメントを実施しています。提出された意見はその意見に対する市の考え方は、市ホームページと閲覧場所を公表します。意見に基づき案の修正を行ったときは、修正内容を公表します。

我孫子市小規模水道条例(案)についての意見を募集します

■趣旨 小規模水道の布設及び管理の適正を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的として条例を制定するものです。公表期間などについては、

「地域主権改革一括法」に伴う条例の制定及び一部改正(案)についての意見を募集します

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(地域主権改革一括法)により、関係法律の一部が改正され、これまで国が省令などで一律に定めていた施設・公物の設置管理基準などについては、市町村の条例で定めることになりました。

条例の制定及び一部改正を行うにあたり、皆さんからの意見を募集します。

①(仮称)我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について

■趣旨 介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

②(仮称)我孫子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める

るものです。

⑤我孫子市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)について

■趣旨 公営住宅法の改正に伴い、公営住宅の入居収入基準を定めるため、我孫子市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するものです。

⑥(仮称)我孫子市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例(案)について

■趣旨 道路法の改正に伴い、道路の構造の技術的基準を定める条例を制定するものです。

⑦(仮称)我孫子市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例(案)について

■趣旨 道路法の改正に伴い、道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例を制定するものです。

⑧(仮称)我孫子市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を制定するものです。

川の河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例(案)について

■趣旨 河川法の改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を制定するものです。

⑩(仮称)我孫子市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(案)について

■趣旨 水道法の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する基準を定める条例を制定するものです。

⑪我孫子市都市公園条例の一部を改正する条例(案)について

■趣旨 都市公園法の改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準を定めるため、我孫子市都市公園条例の一部を改正する条例を制定するものです。

⑫(仮称)我孫子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(案)について

■趣旨 バリアフリー新法の改正に伴い、公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を定める条例を制定するものです。

⑬我孫子市下水道条例の一部を改正する条例(案)について

■趣旨 下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造に関する技術上の基準等を定めるため、我孫子市下水道条例の一部を改正する条例を制定するものです。

⑭我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例(案)について

■趣旨 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の取得に関する基準を定めるため、我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を制定するものです。

■趣旨 クリーンセンターの設置に関する基準を定めるため、我孫子市クリーンセンター条例の一部を改正する条例を制定するものです。

■趣旨 各担当課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、及び市民プラザ、市民図書館湖北台分館、布佐分館、各近隣センター、市ホームページ

意見の提出方法 意見書(各閲覧場所、市ホームページに用意)に記入のうえ、郵送(〒270-1192 市役所各担当課あて)、ファクス、Eメール、持参。

■共通事項 公表期間 10月2日(火)～31日(水) 締切日 10月31日(水)必着 閲覧場所 各担当課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、及び市民プラザ、市民図書館湖北台分館、布佐分館、各近隣センター、市ホームページ

緊急速報メール配信訓練のお知らせ

10月27日(土)に実施する総合防災訓練に伴い、携帯電話の緊急速報メールを利用した訓練を実施します。お持ちの携帯電話に緊急速報メールが送信されますので、ご理解・ご協力をお願いします。

◆緊急速報メール 日時 10月27日(土)午前9時30分 対象 市内のNTTドコモ・au・ソフトバンクの携帯電話(緊急速報メールが受信できる携帯電話に限り) ※市外でも市境付近ではメール配信される場合があります。

※携帯電話の機種や設定によっては、マナーモードやドライブモードでも着信音が流れることがあります。病院や試験場など受信を希望しない場合は、電源をお切りください。

緊急速報メールとは、緊急地震速報と同様のサービスで、市が発信元となり、市内における災害などの緊急情報を配信エリア内の多数の携帯電話に配信することができます(受信料無料・登録不要)。

■市民安全課・内線217

加入されましたか? 交通災害共済 随時申込受付中!

市では、千葉県市町村交通災害共済制度に加入しています。交通災害共済は、みなさんの会費で支える助け合いの見舞金制度です。 共済期間 加入受付日の翌日から来年の8月31日まで 加入できる方 市内に住居登録している方とその扶養者 対象となる事故 車両(自動車・オートバイ・自転車など)の交通による事故、電車による事故など(いずれも事故証明が得られる人身事故) 年会費 加入月に応じて1人100円～700円まで変動があります 共済見舞金 死亡…150万円、傷害…2万円～50万円、身体障害者(1級または2級障害)…傷害見舞金のほかに50万円、交通遺児…遺児1人につき10万円 申込方法 年会費を持参し、市民安全課(市役所地階)・各行政サービスセンターへ 市民安全課・内線486